

# 経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第28条第4項)



(ダイジェスト版)

2026年1月

(実施期間：2025年4月から2030年3月)

1. 経営強化指導計画の策定にあたって	・・・	3
2. 経営指導方針および指導体制の整備	・・・	4
3. 当信用金庫の施策に対する指導・助言	・・・	5
4. 経営指導のための施策	・・・	6
5. 協定銀行による信託受益権の買取りに係る事項	・・・	7
(参考) 金融機能強化法を活用した資本参加スキーム	・・・	8

# 1. 経営強化指導計画の策定にあたって



のと共に共栄信用金庫（以下「当信用金庫」という。）は、石川県七尾市に本店を置き、能登半島地域および金沢市を主な事業区域とする信用金庫として、1915年の設立以来、地域に根ざした事業活動を展開するとともに、健全な経営に徹してまいりました。

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大時には、事業縮小等の多大な影響を受けた地域の事業者を支援するため、当信用金庫は、資金繰りや事業再構築等の支援にきめ細やかに対応し、それ以降も事業者が抱える様々な課題の解決に向け伴走型支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、2024年1月1日の能登半島地震により当信用金庫自らが被災するとともに、地域の事業者も甚大な被害を受けました。当信用金庫の取引先が今後の事業再生を目指すにあたっては、二重債務問題など金融債務の負担が重大な課題となっており、地域の復旧・復興に向けて当信用金庫に求められる役割は益々大きくなっています。

このため、当信用金庫では、今後も金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症および能登半島地震の影響を受けた地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に向けて継続的に貢献していくためには、十分な経営体力が必要と判断し、信金中央金庫（以下「信金中金」という。）に対し資本支援を要請するに至りました。

信金中金は、今後、当信用金庫が地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）の特例措置を活用した資本増強を行うことにより、当信用金庫の財務基盤を強化することといたしました。

信金中金は、経営強化計画に対応する「経営強化指導計画」を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復旧・復興および地域経済の再生・活性化に向けた当信用金庫の取組みを全面的に支援してまいります。

## 2. 経営指導方針および指導体制の整備

### ■ 経営指導方針

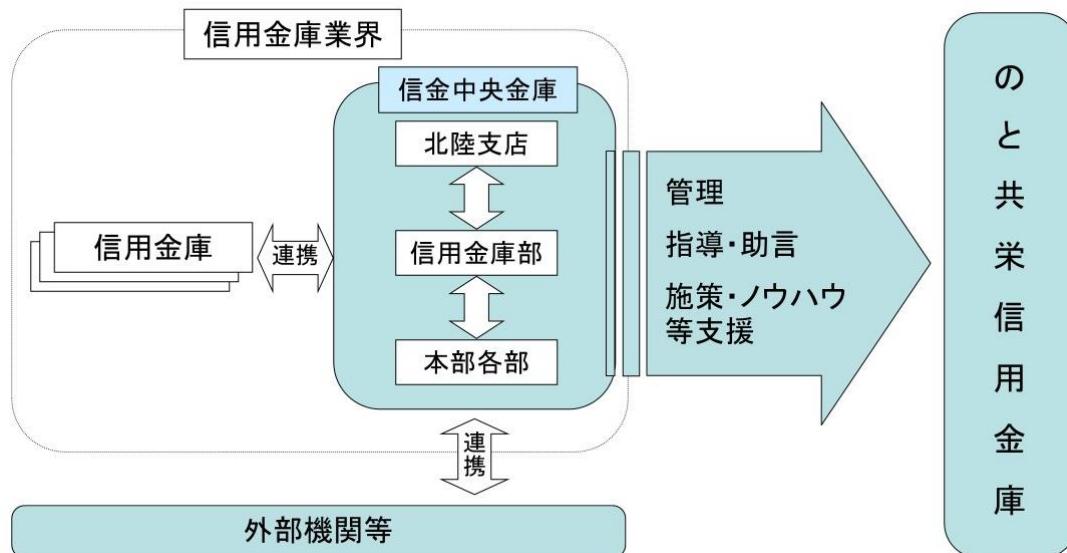
信金中金は、金融機能強化法を活用するにあたり、定期的に、または随時行うモニタリング等を通じた管理および指導・助言等、経営強化指導計画に掲げた施策を適時・適切に実施することにより、当信用金庫の健全な業務運営のもとでの着実な経営強化計画の履行を支援するとともに、地域の復旧・復興および地域経済の再生に向けた当信用金庫の取組みを全面的に支援してまいります。

### ■ 指導体制の整備

信金中金は、所管部署である信用金庫部に経営強化計画の実施状況等の管理・指導等に係る担当者を配置するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員の出向派遣を検討する等、指導体制の整備を図ってまいります。

また、信用金庫業界のネットワークの活用や外部機関との連携を図ってまいります。

さらに、本部各部・子会社および北陸支店が一体となって、当信用金庫の経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた支援に取り組んでまいります。



### 3. 当信用金庫の施策に対する指導・助言



信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げる以下の方策の円滑かつ確実な実施に向けて、モニタリング等を通じ、その実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

#### ■ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策

- 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策
- 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証する体制
- 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実の方策

#### ■ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

- 相談機能の強化等に関する方策
- 新商品の開発・提供に関する方策
- 二重債務問題への対応に関する方策
- その他の施策に関する方策

#### ■ その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策
- 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む。）に対する支援に係る機能の強化の方策
- 早期の事業再生に資する方策
- 事業の承継に対する支援に係る機能の強化の方策

## ■ 経営強化計画の履行状況の管理

当信用金庫からの報告により各種施策の実施状況および課題の把握に努め、経営強化計画の円滑かつ確実な実施に向けた指導・助言を行ってまいります。

- 経営強化計画の履行状況報告（3月末、9月末基準）

## ■ モニタリング

### オフサイト・モニタリング

- リスク管理状況に関するモニタリング
- 経営状況に関するモニタリング

### オンサイト・モニタリング

- 経営強化計画の履行状況報告等に基づき、定期的に、または隨時行うヒアリング
- 貸出金実地調査による債務者の実態把握 等

## ■ 経営強化計画の履行を確保するための支援

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| ➤ 人的支援の実施      | ➤ 中小企業に対する経営支援等の取組みの支援 |
| ➤ 人材育成への支援     | ➤ 取引先の販路拡大等支援          |
| ➤ リスク管理態勢強化の支援 | ➤ 地域創生に向けた取組みへの支援      |
| ➤ 指導体制の整備      |                        |

# 5. 協定銀行による信託受益権の買取りに係る事項



## 【買取りを求める額】

信託受益権 81.4億円

## 【算定根拠】

当信用金庫が十分な自己資本を確保し、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、地域の復旧・復興ならびに地域経済の再生・活性化に向けた資金需要等に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は96億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために預金保険機構に対し81.4億円の信託受益権の買取りを求めるものです。

買取りを求める額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」を参照し、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額としております。

## 【買取りを求める信託受益権の額および内容】

項目	内容
1 信託	のと共栄信用金庫優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券の自己信託に基づく信託受益権
3 信託設定時信託財産	のと共栄信用金庫優先出資証券96億円
4 信託設定時元本	81.4億円
5 配当の方法	確定配当（非累積）
6 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」ただし、日本円TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7 信託設定日	2026年3月31日（予定）
8 受益権譲渡日	2026年3月31日（予定）
9 信託予定期間	10年（延長可能）
10 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。

# (参考) 金融機能強化法を活用した資本参加スキーム

